

「トリップ+（トリッププラス）」をご契約いただくお客様へ
！！ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容を最後までご確認の上、お申込みください！！

トリップ+（トリッププラス）重要事項説明書

「トリップ+（トリッププラス）」は、旅行キャンセル費用補償保険（企画旅行等）特約付きのペットネームです。

この「重要事項説明書」は、ご契約内容の概要および注意事項をご案内しておりますので必ずお読みいただき、保険契約確認証と共に
ご契約後も大切に保存してください。
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

！！ご契約者の皆様へ！！

* ご契約者と被保険者（保険金を請求する方）が異なる場合は、この説明書を保険契約確認証と共に被保険者の方にお渡しください。
もしわかりにくい点、お気づきの点がありましたら、ご遠慮なくAWPチケットガード少額短期保険株式会社（以下、「弊社」）におたずねください。

重要事項説明書・目次

契約概要

- 商品のしくみ
- 保険契約者
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）
- 保険金をお支払いする場合
- 保険金をお支払いできない主な場合
- 保険責任期間
- 弊社がお引き受けする保険契約について
- 保険金額
- 保険料および保険料払込期日
- 保険料の払込方法
- 保険責任期間中の保険料の増額または保険金額の減額について
- 配当金の有無
- 解約と返還保険料について

注意喚起情報

- 保険金をお支払いできない主な場合
- 弊社にご連絡をいただく必要がある場合
- 保険責任の開始時期
- 保険料の払込猶予期間
- 契約の失効について
- クーリングオフについて
- 保険契約者保護機構について
- 保険料の増額または保険金の削減払について
- 契約引受可能な範囲について
- 個人情報情報の取扱いに関するご案内
- 支払時情報交換制度
- 補償重複に関する事項
- その他ご契約時にご注意いただきたいこと

その他の重要事項

- 保険金請求のお手続き
- お客様窓口

契約概要

！！ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。
詳細については普通保険約款および特約条項をご確認ください。

1 商品のしくみ

本商品は「旅行キャンセル費用補償保険（企画旅行等）」に、「欠航・遅延費用補償特約」「旅行中断費用補償特約」「携行品損害補償特約」を付帯した商品です。

＜旅行開始前＞急な病気やけが、ご家族の入院、交通機関の運休・遅延などでやむを得ず旅行最初の搭乗を中止した場合に、キャンセル費用（取消料、違約料等）として旅行業者、航空会社等から払戻しを受けられない費用を補償します。

！注！取消料、違約料等とは、旅行最初の搭乗を中止した日以後に提供を受ける旅行サービスについて搭乗を中止したことにより、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行業者、航空会社等との契約上払い戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを必要とする費用をいい、保険金額を上限とします。

！注！この保険は、旅行業者、航空会社の事情により、旅行や搭乗が中止・変更等になった場合の旅行代金を補償するものではありません。

＜旅行開始後＞ご契約対象の航空機の欠航・遅延に際し負担した費用、旅行をやむを得ず中断せざるを得ない場合の費用、ご旅行中の携行品損害の費用（実費）を補償します。

！注！それぞれの特約条項で補償の対象となる費用は、保険契約確認証記載の金額を上限とし、実費を負担します。

2 保険契約者

ご契約者は、旅行業者、航空会社等に対し旅行代金を支払った個人の方で、本保険契約を締結した方です。企画旅行等の購入者ではない方、事業を目的とする場合はご契約を締結することができません。

3 被保険者（保険の補償を受けられる方）

「トリップ+（トリッププラス）」（以下、「トリップ+」）において被保険者とは以下の方です。被保険者にあたる方が保険金請求を行うことができます。

(1) この保険のご契約者

(2) 記名被保険者

保険契約確認証の記名被保険者欄に記載されている方で、当該旅行の対象となる企画旅行等に参加する方です。

① ご契約者以外の記名被保険者の方が保険金請求を行う場合には、保険契約確認証を被保険者の方に必ずお渡しください。

② 記名被保険者に保険契約確認証をお渡しの際は、必ずこの重要事項説明書もお渡しください。

4 保険金をお支払いする場合

（１）旅行開始前

保険責任期間中に生じた次のいずれかの事由を直接の原因として、記名被保険者（企画旅行等に参加される方）の方が旅行最初の搭乗を中止した場合に、キャンセル費用（取消料、違約料等）として旅行業者、航空会社等から払戻しを受けられない費用を保険金としてお支払いします。

①記名被保険者の病気・ケガによる入院・通院

- ・入院：記名被保険者が、傷害または疾病を直接の原因として、旅行最初の搭乗日当日に入院中（※1）もしくは旅行最初の搭乗日から遡って30日以内（搭乗日当日を含む）に継続して3日以上入院した場合
- ・通院：記名被保険者が、旅行最初の搭乗日当日に発病していた疾病または被っていた傷害により、旅行最初の搭乗日の前日、搭乗日当日または搭乗日の翌日に通院した場合



②ご家族の病気・ケガによる入院・通院

- ・入院：記名被保険者が、配偶者（※2）または2親等の親族が疾病または傷害によって旅行最初の搭乗日当日に入院中であることにより、記名被保険者による看護・介護が必要となったとき。
- ・通院：記名被保険者の、配偶者（※2）または2親等の親族が旅行最初の搭乗日に発病していた疾病または被っていた傷害により、当該親族が旅行最初の搭乗日前日、搭乗日当日または搭乗日翌日に通院した場合において、記名被保険者による看護・介護が必要となったとき。



③記名被保険者またはご親族の死亡

- ・記名被保険者が保険責任期間内に死亡（※3）した場合
- ・記名被保険者の配偶者または3親等以内の親族（※4）が保険責任期間内に死亡した場合



④当日の交通機関の運休・遅延

記名被保険者が、旅行最初の搭乗日当日に搭乗を開始する空港、駅等へ向かう際に利用する公共交通機関（※5）に運休、欠航、または1時間以上の遅延が発生した場合



⑤火災・災害による家屋損壊等

保険責任期間内に、記名被保険者の平時居住している家屋が、火災、落雷、破裂または爆発（※6）、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（※7）、ひょう災または豪雪、雪崩等の雪災、水災（※8）等により家屋または家屋の一部が100万円以上の損害（※9）を受けた場合



⑥裁判員に選任された場合

記名被保険者が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に定める裁判員、または補充裁判員に選任され、参加予約した旅行期間中に裁判所へ出廷することになった場合



⑦ 急な出張

記名被保険者が、勤務先の出張命令者の命令にしたがって勤務先業務のために、国外への業務出張（*10）または国内の**宿泊を伴う業務出張**（*11）をする場合で、旅行最初の搭乗日当日が業務出張の開始日から業務出張の終了日の間に含まれるとき。



⑧ 同じ保険契約での同伴者の事由（同伴者事由）

記名被保険者の内の1人が①から⑦までの事由により、旅行最初の搭乗日に搭乗できないことを直接の原因として、当該記名被保険者と同伴を予定していた他の記名被保険者も旅行最初の搭乗日に搭乗しなかった場合。ただし、当該事由で保険金が支払われるのは、事由が発生した記名被保険者に同伴を予定していた方1名分までとします。



- (*1) 他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために必要とした期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。
- (*2) 配偶者には、事実上ないし社会通念上の配偶者と認められる者（内縁関係にある者）も含まれます。（「内縁」とは、婚姻意志をもって同居し、実質的には夫婦同様の共同生活を送っているが、法の定める婚姻の届け出をしていないため法的には婚姻として取り扱われない「事実上の夫婦関係」をさします。）ただし、事由発生日からその日を含めて30日以内に記名被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を保険事故発生時においても配偶者であったものとみなします。
- (*3) 記名被保険者の搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日から旅行最初の搭乗日当日までに記名被保険者が発見されないときは、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、記名被保険者が死亡したものと推定します。
- (*4) 「3親等」等の続柄は、事由が生じた時点におけるものをいいます。
- (*5) 航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものをさします。
- (*6) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*7) 台風、せん風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、こう水、高潮等によって生じた事故を除きます。
- (*8) 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
- (*9) 滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって家屋または家財について生じた損害を含みます。
- (*10) 勤務先の出張命令者の命令による、日本国を起点とする日本国外への業務出張をいい、日本を出国してから帰国するまでの期間が最大3ヶ月以下のものをいいます。
- (*11) 勤務先の出張命令者の命令による、宿泊施設への宿泊を伴う勤務先の業務出張をいいます。

同伴者事由での保険金請求におけるご注意事項

- *当事者、同伴者の方共に、同一の保険契約であることが条件です。
（保険契約確認証番号が同一であること）
- *同伴者事由で保険金をお支払いできるのは、事由が発生した記名被保険者に同伴を予定していた記名被保険者1名分までとします。
- *同伴者事由単独での保険金請求はできません。元の事由による保険金請求手続きが先に行われているか、まとめて2枚分請求いただく必要があります（できるだけ代表の被保険者の方がまとめて保険金請求を行うことをお勧めします）。
- *元の事由による保険金がお支払いできない場合は、それと関連する同伴者事由も保険金をお支払いできません。

ご契約の特約の内容により、次のいずれかの事由を直接の原因として、記名被保険者（企画旅行等に参加される方）の方が旅行最初の搭乗を中止した場合に、キャンセル料（取消料、違約料等）を保険金としてお支払いします。

※ご契約内容により特約の内容は異なります。ご自身のご契約の特約については保険契約確認証をご確認ください。

※以下の特約で保険金をお支払する場合、⑧同伴者事由でのお支払いはありません。

ペット看護担保特約

旅行最初の搭乗当日から遡って10日以内（搭乗日を含む）に、記名被保険者のペット（犬、猫およびフェレットに限ります。）が次のいずれかの事由に該当し看護が必要となったとき

死亡・危篤：傷病により死亡または危篤になった場合

手術・入院：傷病により獣医師の診療を受け動物病院で手術を受けた場合またはその傷病を直接の原因として入院した場合



(2) 旅行開始後

保険責任期間中に生じた次のいずれかの事由により、記名被保険者（企画旅行等に参加される方）の方が負担した費用について保険契約確認証に記載の金額を上限とし、実費を保険金としてお支払いします。

①欠航・遅延費用補償特約

記名被保険者が、旅行最初に搭乗する予定だった航空機に出発遅延、航空機の欠航もしくは運休が生じ、出発予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空機を利用できず、旅行を中止した場合に負担した費用（＊1）



②旅行中断費用補償特約

旅行期間中に以下に掲げる事由を直接の原因として、記名被保険者が当初予定されていた旅程の通りに旅行を継続できず、旅行を中断した場合において、記名被保険者が負担した費用（＊2）

- (1) 記名被保険者の病気、ケガ、健康状態の悪化（旅行中断72時間以内の医師による診断が必要です）
- (2) 記名被保険者と同行していない家族（＊3）の病気、ケガ、健康状態の悪化により、医師により危篤または入院が必要とされ、記名被保険者が介護、看護を行う必要がある場合
- (3) 旅行中に記名被保険者本人、または家族（＊3）が死亡した場合
- (4) 記名被保険者が感染症により、政府、公的機関、または旅行会社からの指示により隔離を要請された場合（＊4）
- (5) 交通機関の事故により、車両の修理が必要な場合（＊5）
- (6) 火災等により宿泊施設が使用不能となった場合
- (7) 記名被保険者が、自然災害または悪天候により、旅程の目的地に当初の到着予定時刻から24時間以上経過しても、到着できなかった場合（＊6）
- (8) 渡航先において、旅行の継続に必要な書類や証明書等が盗取された場合
- (9) 旅行中もしくは旅行日程に含まれる都市から100km圏内での戦争、武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変、暴動またはテロ行為が発生した場合（＊7）
- (10) 旅行期間内に、記名被保険者が平時居住している家屋が、火災・ひょう災・雪災・水災等による100万円以上の損害を受けた場合



③携行品損害補償特約

記名被保険者が所有する携行品（＊8）が旅行期間中に盗難、破損または火災等の事故によって、記名被保険者が損害を被った場合（＊9）



（＊1）出発地において、その航空機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設（ホテル等の営業用宿泊施設のこと）で居住施設を除きます。）の客室料、通信費用および食事等の費用をいいます。

（＊2）航空運賃などの交通費、宿泊費、通信費、渡航手続費など旅行を中断したことによって追加的に発生した費用で、中断によって払戻しを受けた費用を除きます。また記名被保険者は、旅行を中断する必要があると判明した時点から72時間以内に、すべての旅行業者に通知する必要があります。それ以降に通知し、結果として旅行業者からの払い戻しが少額となった場合、その差額は保険金支払いの対象になりません。

（＊3）記名被保険者の配偶者または3親等以内の親族とします。

（＊4）人口、または地理的地域の一部あるいは全部に一般的または広範に適用される隔離および該当事者の移動先、移動元、通過先に基づいて適用される隔離費用については保険金の支払対象にはなりません。

（＊5）旅行中のバス、鉄道、あるいはフェリーなどによる移動をさします。

（＊6）代替で利用する交通機関は、最初に旅行会社等で予約したものと同等またはそれ以下のサービスクラスに限りま。

（＊7）保険契約成立前30日以内に当該地40キロメートル圏内で当該行為が発生していない場合に限りま。

（＊8）記名被保険者が所有かつ携行する身の回り品（スマートフォン、タブレット等を含みます）をいいますが、次の物は対象となりません。

・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等のための用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物など

・被保険者が携行していない物（被保険者の居住施設内にある物や別送中の物等）

（＊9）次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

・差押え、没収、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。）

・携行品の自然の消耗もしくは劣化、携行品の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の事由、携行品の欠陥、ねずみ食いもしくは虫食い等

・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等）

・保険の対象である液体の流出

・置き忘れ、紛失

5 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの規定は適用しません。
- ③ 被保険者の犯罪行為、または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑤ 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故
- ⑧ 前3号の事由に随伴して生じた事故による傷害、疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害もしくは疾病
- ⑨ 第7号以外の放射線照射、または放射線汚染
- ⑩ 旅行業者、航空会社等が予め定める搭乗基準等を満たしておらず、搭乗できなかった場合
- ⑪ 弊社は、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって4「保険金をお支払いする場合」の①②のいずれかに該当したことにより、記名被保険者が被った損害に対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず保険金を支払いません。

6 保険責任期間

保険責任期間は、弊社が保険料を領収した時刻または弊社が保険契約の申込を承諾した時刻のいずれか遅い時刻から始まり、搭乗日の午後12時(*1)または保険責任の開始時刻から1年を経過する時のいずれか早い時刻に終わります。搭乗日の時刻は搭乗地の標準時刻とし、それ以外の時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 旅行行程において複数の搭乗日がある場合には最初の搭乗日の午後12時とします。

ただし、「旅行中断費用補償特約」および「携行品損害補償特約」における保険責任期間は、弊社が保険料を領収した時刻または弊社が保険契約の申込を承諾した時刻のいずれか遅い時刻から開始し、旅行期間の最終日の午後12時または保険責任の開始時刻から1年を経過する時のいずれか早い時刻に終了するものとします。

7 弊社がお引き受けする保険契約について

旅行キャンセル費用補償保険(企画旅行等)としての引受範囲は次の通りとなります。申込まれた保険契約が引受範囲を超える場合はお引き受けできません。

- (1) 引受範囲
保険契約お申込みと同時に、次の項目を確認し、いずれにも該当しない場合にはお引受可能とし、申込みを承諾します。
 - i. 保険の申込日から搭乗日当日までの期間が1年を超える場合
- (2) 保険責任期間について
最長1年間とします。
- (3) 保険金額について
 - i. 一の被保険者にかかる全ての保険契約の保険金額合計額は、1,000万円を超えないものとします。
 - ii. 一の保険契約者にかかる保険金額の合計額が10億円を超えないものとします。
 - iii. 弊社が一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は1,000万円を超えないものとします。
 - iv. 弊社が一の保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は10億円を超えないものとします。

8 保険金額

- ① 保険金額は、保険契約確認証に記載の通りです。
- ② 旅行代金の合計金額より高い保険金額でご契約された場合でも、お支払いできる保険金は実際のキャンセル料の金額となりますのでご注意ください。
- ③ 旅行代金の合計金額より低い金額でご契約された場合、保険金額の上限までしか保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

9 保険料および保険料払込期日

- (1) 保険料
実際に払い込み頂く保険料は保険金額に応じて設定されますので手続きの際にご確認ください。
- (2) 保険料払込期日
保険料をコンビニエンスストアで払い込みされる場合には、弊社が定める指定時刻までに払い込みください。

10 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、次のいずれかによるものとします。

- (1) クレジットカード決済(領収時刻はクレジットカード会社の決済承認時刻)
- (2) 電子マネー払い(領収時刻は弊社のインターネット口座への入金時刻)
- (3) コンビニエンスストアでの払込(領収時刻はコンビニエンスストアの決済代行会社が取引を有効と確定した時刻)

11 保険責任期間中の保険料の増額または保険金額の減額について

弊社は、保険事故が弊社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなったときは、弊社の定めるところにより、この保険契約の保険料の増額もしくは保険金の減額を行うことがあります。

この場合は、書面によりその旨を通知します。

なお、通知を行う前の事故については、保険料の増額および保険金の減額の適用はありません。

12 配当金の有無

契約者配当はありません。

13 解約と返還保険料について

ご契約を解約される場合は、弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、旅行最初の搭乗日までの日数が14日を超える場合の返還保険料は保険料全額、旅行最初の搭乗日までの日数が14日以下の場合の返還保険料は0円となります。

解約の場合の返還保険料の計算方法

- 1 解約の申込日の翌日から旅行最初の搭乗日までの日数が14日を超える場合
返還保険料=保険料全額
- 2 解約の申込日の翌日から旅行最初の搭乗日までの日数が14日以下の場合
返還保険料=0円

注意喚起情報

！ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。

詳細については普通保険約款および特約条項をご確認ください。

1 保険金をお支払いできない主な場合

契約概要 5「保険金をお支払いできない場合」をご確認ください。

2 弊社にご連絡をいただく必要がある場合

以下のような場合、ご契約者の方は遅滞なく弊社までご連絡ください。

- ・ 契約概要 4「保険金をお支払いする場合」に該当する保険事故が発生したとき。
その他の重要事項1「保険金請求の手続き」に基づき、遅滞なく弊社に状況を通知してください。
- ・ ご契約者の方がご契約締結後にご住所、ご連絡先、メールアドレス等を変更したとき。
- ・ ご契約者を第三者の方に変更する場合(※被保険者の方および弊社の承認を得る必要があります)。

3 保険責任の開始時期

弊社が保険契約の引受けを承諾し保険料を領収した時刻、または弊社が保険料相当額を領収した後に保険契約の引受けを承諾した時刻から保険責任が開始します。なお、弊社の指定時刻までに保険料の払込みがない場合は、お申込時に遡り契約は成立しなかったものとします。

4 保険料の払込猶予期間

保険料の払込猶予期間はありません。

5 契約の失効について

保険契約締結後、以下の場合には保険契約は失効となり、保険料を返還いたしますので、すみやかに弊社までご連絡ください。

- ・ 旅行者、航空会社等の事情によって企画旅行等が中止となり、旅行者、航空会社等から旅行代金の払戻しを受けた場合
ただし、「欠航・遅延等費用補償特約」により保険金が支払われた場合は、特約部分に相当する保険料を差し引いた金額を返還します。

6 クーリングオフについて

旅行キャンセル費用補償保険(企画旅行等)の保険責任期間は保険申込時点で1年以下であるためクーリングオフの対象とはなりません。

7 保険契約者保護機構について

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、弊社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

8 保険料の増額または保険金の削減払について

弊社は、巨大災害等が発生した結果、弊社の経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、弊社の定めるところにより保険料の増額もしくは保険金の削減払を行うことがあります。この場合は、書面等によりその旨を通知します。
なお、通知を行う前の事故については、保険料の増額および保険金の削減払の適用はありません。

9 契約引受可能な範囲について

弊社は少額短期保険業者として、以下の範囲内において契約を引き受けます。

- ① 保険の申込日から旅行最初の搭乗日までの期間が1年以内であること。
- ② 一の被保険者について保険金額の合計額は1,000万円を上限とすること。
- ③ 一の保険契約者にかかる保険金額の合計額は10億円を上限とすること。
- ④ 弊社が一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は1,000万円を上限とすること。
- ⑤ 弊社が一の保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は10億円を上限とすること。

上記以外の条件は契約概要 7「弊社がお引き受けする保険契約について」に記載の通りとします。

10 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)を、保険引受けの判断、本契約の管理・履行、他の保険等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑧の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 保険契約の適正な引受け、維持管理、保険金のお支払い
- ② 委託先(代理店を含む)のサービスの案内・提供
- ③ 弊社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実
- ④ 弊社が有する債権の回収
- ⑤ 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑥ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- ⑦ 問い合わせ・依頼等への対応
- ⑧ その他上記目的に関連・付随する業務ならびにお客様とお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行する為に行う業務
また弊社は、本保険の契約または保険金支払において、保険契約者または被保険者から個人番号および特定個人情報等のいわゆるマイナンバーの情報を取得することはありません。

個人情報(個人番号および特定個人情報を含む)の取扱いについては、弊社ホームページ (<https://www.ticketguard.jp/>) をご参照ください。

11 支払時情報交換制度

弊社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<https://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

12 補償重複に関する事項

本保険と同種の補償を他の事業者等から受けることができる場合には、補償が重複することがあります。

<主な補償の重複の例>

ご契約頂く補償	補償の重複が生じる可能性のある他の保険やサービス等
旅行キャンセル費用の補償	海外旅行保険、傷害保険、自動車保険、クレジットカード等の付帯サービス

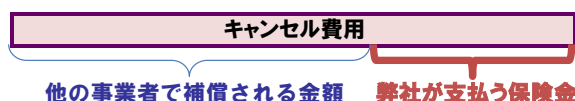
補償が重複する場合には、補償内容や補償される金額の上限などをよく確認し、本保険がお客様のニーズに合致しているか確認の上、ご契約ください。

その補償内容との差異や補償される金額をご確認頂き、本保険の要否や保険金額をご判断頂いたうえでご契約ください。

<補償が重複した場合の保険金支払いについて>

補償が重複し、他の保険会社等にご請求いただいた場合、当該事業者からキャンセル費用の全額が支払われなかった場合の差額を弊社にご請求いただけます。

その場合、他の事業者等から保険金を受け取っている場合は、既に支払われている金額を控除して保険金をお支払いいたします。



13 その他ご契約時にご注意いただきたいこと

- ① 保険料を払い込みいただいたのち、保険料領収証を兼ねた保険契約確認証が発行されます。発行にあたってはご契約者の登録メールアドレスに電子メールにてご通知しますので、必ずダウンロードの上ご確認ください。
- ② 万一、保険料払込み後48時間経過しても上記通知が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。
- ③ この保険契約の保険料は、保険料控除制度の対象ではありません。
- ④ ハンドルネーム、ニックネーム等での保険のご契約はできません。
- ⑤ 1回の手続きで購入された複数名分の企画旅行商品の一部のみに保険を付けることはできません。
- ⑥ この保険は、旅行等が中止等になった場合の旅行代金を補償するものではありません。
- ⑦ 未成年者のご契約の場合には保護者の同意が必要です。
- ⑧ 「トリップ+」は旅行者、航空会社等が提供する募集型企画旅行および受注型企画旅行等を対象にした保険です。航空券や列車のみのご予約、宿泊のみのご予約は「トリップ+」の対象とはなりません。
- ⑨ ご搭乗日を変更した場合、補償の対象となる「搭乗日」はご変更後の搭乗日となります。（元の搭乗日は補償の対象となりませんのでご注意ください。）
- ⑩ ご搭乗日時を変更した場合、当社が補償する金額は当初購入した際の保険金額となります。変更手数料や再購入に要した差額等は補償の対象外となります。

その他の重要事項

！ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。

詳細については普通保険約款および特約条項をご確認ください。

1 保険金請求手続き

- ① 契約概要 4「保険金をお支払いする場合」に掲げられた事由に該当した場合は、旅行終了日以降にお手続きください。
- ② 契約概要 4「保険金をお支払いする場合」に掲げられた事由が発生した場合、損害があったことの確認のため、その費用の支出を証明する領収書または精算書（旅行代金の支払いを証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類、負担した費用が客観的に確認できる領収証等）をご提出いただく必要がありますので、旅行者等からの領収証、予約確認書または予約確認のメール、キャンセル料の領収書等、費用の支出を証明する書類は処分せず、保険金請求手続き完了まで大切に保管してください。
- ③ 保険契約確認証の記名被保険者欄に記載されていない方は、保険金請求手続きはできません。
- ④ 詳細手順は右記のURLからご確認ください。 https://www.ticketguard.jp/etc/procedure_for_reason.pdf

⑤保険金請求にあたっては以下にご留意ください。

保険金請求にあたって

- * ご請求手続きにあたっては、ご契約成立後に弊社からお送りするメール「保険契約成立のお知らせ」にご案内している専用ポータルサイトからお手続きください。
- * 契約概要 3「被保険者（保険の補償を受けられる方）」にあたる方が保険金の請求手続きを行うことができます。
 - ① 旅行者、航空会社等から払戻しされず、損害となった支出（取消料、違約料等）を証明する領収書または精算書（コピー不可。原本。②で代用できる場合は不要）
 - ② 企画旅行等を購入したことを確認できる予約確認書等（旅行代金の支払い明細が確認できるもの。コピー不可。原本）
 - ③ 各事由ごとに弊社が定めた書類（例：医療機関による診断書など。詳細は弊社ホームページおよび約款別表1、各特約条項を参照してください。）
- * 必要書類が全て揃い、弊社が保険金をお支払いすることができると判断したときに保険金のお支払いが確定します。
- * 保険金をお支払いするにあたり、弊社から関係者および関係機関への照会をさせていただく場合があります。予めご了承ください。
- * 保険金をお振込みする口座は、保険金を請求する被保険者のご名義のものをご指定ください。
- * ご契約ごとに予約番号等を管理しております。同日時・同内容の旅行、航空券等であっても、保険をご契約いただいた予約番号以外の企画旅行等での保険金請求はできません。

2 お客様窓口

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申し出は弊社下記窓口までお問い合わせください。

AWPチケットガード少額短期保険株式会社

よくある質問：<https://www.ticketguard.jp/>

03-6705-0487

受付時間／平日（土日祝日年末年始を除く） 10:00～17:30

ご注意：お電話でのご契約申込みは受け付けておりません。

弊社との間で問題解決できない場合には、弊社加入協会の一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）に解決の申し立てをおこなうことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会

電話（フリーダイヤル）：**0120-82-1144**

受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00
（土日祝日年末年始は除く）